人事異動

気象庁

（沖縄気象台危機管理調整官）

国土交通技官　上原　清

辞職を承認する（八月三十一日）

（松山地方気象台長）国土交通技官　金崎　厚

辞職を承認する

（大阪管区気象台技術部次長）

同　長澤　芳美

松山地方気象台長に転任させる

（大阪管区気象台総務部危機管理調整官）同　楠木　英典

大阪管区気象台技術部次長に昇任させる（以上九月一日）

官庁発令

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、北海道最低賃金（昭和55年北海道労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 22 年９月 15 日

北海道労働局長　髙原　和子

第４号中「１時間678円」を「１時間691円」に改める。

大阪労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 22 年９月 15 日

大阪労働局長　西岸　正人

第４号中「１時間762円」を「１時間779円」に改める。

国家試験

平成 22 年度水産業普及指導員資格試験の実施について

水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年３月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）第２の４の⑻のアに定める水産業普及指導員資格試験実施要領第４の規定に基づき、平成22年度において実施する水産業普及指導員資格試験の実施について、次のように公告する。

平成 22 年９月 15 日

農林水産大臣　山田　正彦

第１　試験方法　水産業普及指導員資格試験（以下「試験」という。）は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、それぞれ次に掲げる方法により行う。

１　書類審査　別記様式第１号の業績報告書及び第５の４の審査課題に対する報告書の記載内容について、それらにより普及指導活動に必要な技能を有しているか否かの判定を行う。

２　筆記試験　次に掲げる課題について行う。

⑴　基礎課題　水産業に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの

⑵　専門課題　水産業に関する専門的な技術に関する知識及びその普及活動への応用力の有無を判定する内容のもの

３　口述試験　面接により、水産業の現場における課題を解決するために必要な意欲、常識、態度、意思疎通の能力等を有するか否かの判定を行う。

第２　筆記試験及び口述試験の実施期日及び場所

⑴　実施期日　平成22年12月１日（水）

⑵　場　　所　東京都特別区

注：場所の詳細については、受験票の送付に併せて通知する。

第３　受験資格

１　試験を受けることができる者は、次に掲げる⑴から⑶までのいずれかに該当する者とする。

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）、独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）第64条の規定による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校又は中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令（平成12年政令第314号）の規定による廃止前の農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、イ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が２年以上に達するもの

イ　国、地方公共団体その他法人格を有する団体の水産業に関する試験研究又は学校教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における水産業に関する試験研究又は教育

ロ　国、地方公共団体その他法人格を有する団体における水産業に関する普及又は指導

⑵　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、⑴に規定する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、⑴のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が４年以上に達するもの

⑶　学校教育法による高等学校を卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに⑴のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が６年以上に達するもの

２　外国における学校（１の学校を除く。）を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

３　外国の行政機関、教育機関又は団体において、水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した者は、農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の行政機関又は法人格を有する団体において当該在職期間と同一期間、試験研究、教育、普及又は指導に従事したものとみなす。

第４　外国における教育機関の卒業若しくは修了又は行政機関等の在職期間に関する認定

１　第３の２又は３の農林水産大臣の認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第２号）に、第３の２に規定する者にあっては当該外国の教育機関を卒業したこと又は修了したことを証する書類、第３の３に規定する者にあっては当該外国の行政機関、教育機関又は団体において水産業に関する技術についての試験研究、教育、普及又は指導に従事した期間についての当該外国の行政機関、教育機関又は団体の発行する証明書を添え、平成22年９月24日（金）までに必着するよう、東京都千代田区霞が関一丁目２番１号（〒100―8907）水産庁増殖推進部研究指導課あて書留郵便により提出するものとする。

２　農林水産大臣は、１の書類を審査し、日本国の学校又は行政機関若しくは法人格を有する団体に相当すると認めるときは認定書を交付し、これらに相当しないと認めるときはその旨を通知する。

第５　受験手続

１　受験願書等の提出　試験を受けようとする者は、⑴から⑷までに掲げる書類（以下「受験願書等」という。）を平成22年10月５日（火）までに必着するよう、東京都千代田区霞が関一丁目２番１号（〒100―8907）水産庁増殖推進部研究指導課あて書留郵便により提出するものとする。

なお、封筒の表面には、「水産業普及指導員資格試験願書在中」と朱書するものとする。

⑴　受験願書（別記様式第３号）

⑵　業績報告書（別記様式第１号）

⑶　最終学校の卒業証明書

⑷　第４の２の認定を受けた者にあっては、当該認定書